

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和 2 年度 建物賃貸借（徳島建設監督官詰所）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 新宅 幸夫 徳島県徳島市上吉野町3-35
契 約 締 結 日	令和 2 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	協同組合徳島繊維卸団地 徳島市問屋町 6 0
契約金額（消費税及び地方消費税含む）	¥ 2, 5 4 9, 5 5 6 -
予定価格（消費税及び地方消費税含む）	¥ 2, 5 4 9, 5 5 6 -
随意契約によることとした理由	本業務は、徳島河川国道事務所の徳島建設監督官詰所に係る建物の賃貸借である。 徳島建設監督官詰所は、一般国道 1 9 2 号徳島南環状道路、四国横断自動車道、一般国道 5 5 号阿南道路の工事現場監督等を行っている。 迅速な現場の把握、立会、確認、地元対応、関係機関等との調整等を実施するために当監督官詰所は、監督官現場の近隣に位置することが必要不可欠となる。 今回、賃貸借する建物（徳島市問屋町 5 7）は、監督効率としては最も適した箇所にあり、同地域において他に監督官詰所として必要な面積を確保できる適当な物件はない状況である。 以上から、上記契約者 協同組合 徳島繊維卸団地 と建物賃貸借について、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算令第 1 0 2 条の 4 第 3 項に基づき随意契約を行うものである。
備 考	